

## 4.3 下請負人への説明等

関係規程：法第18条の16第3項、第18条の22 / 法施行規則第16条の12 / 条例第57条第3項 / 条例施行規則第29条 / 国マニュアル「2.2.8.(2)～(3)」、「4.4.3」

特定工事の元請業者は、下請負人に対して特定粉じん排出等作業の方法等を説明し、各下請負人が特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、指導に努める必要があります。



説明方法	書面による説明が望ましい※1		
説明事項	作業対象のアスベスト含有建材のレベル※2		
	1・2	3	
●特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	○	○	
●特定粉じん排出等作業の種類	○	○	
●特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	
●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	○	○	
●施工管理組織	○		
●特定粉じんの濃度の測定方法及びその測定箇所	○		
●使用機器及び資材	○		
●特定粉じん等(廃棄物)の処理方法	○		

※1 適切な作業計画又は特定粉じん排出等作業実施届出書には説明すべき事項が全て記載されているため、これらを下請負人へ提示して説明してもよい。

※2 アスベスト含有建材のレベルに応じて、「○」のある事項について説明が必要となります。